

神奈川県における内水面漁業の概要

1. 神奈川県の内水面における漁業権について

漁業権とは、漁業法に基づく行政庁の免許により一定の水面において排他的に一定の漁業を営む権利で、本県の内水面では、相模川、酒匂川、早川、芦ノ湖、千歳川、多摩川の 5 河川 1 湖沼に対し 10 件の漁業権が設定されています(別紙 1)。

都道府県知事は利害関係人や内水面漁場管理委員会の意見を聞いて、漁業権の区域や対象種等や免許の申請期間を記した「内水面漁場計画(別紙 2)」を作成し、漁業協同組合等からの申請を受けて漁業権を免許しています。

2. 計画増殖量について

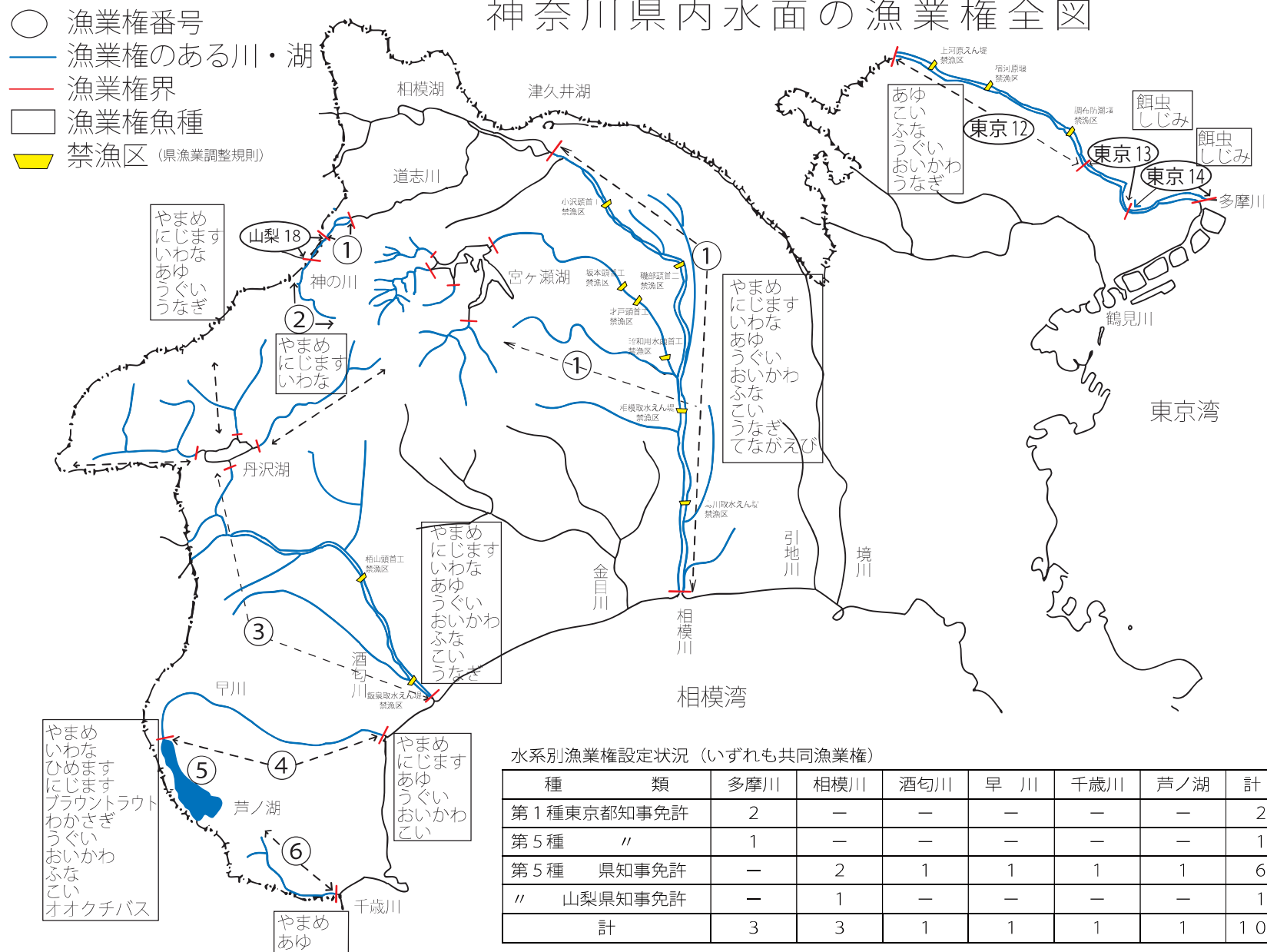
第 5 種共同漁業権の免許を受けた者は漁業法に基づき種苗(稚魚等)の放流や産卵床造成等の増殖義務が課されています。

令和 5 年 9 月の漁業権切替えにあたり、漁業権者が今後 10 年間の増殖の目標を定める「計画増殖量」を作成しており、その内容は別紙 3 のとおりです

3. 内水面遊漁について

第 5 種共同漁業権の免許を受けた者が遊漁について制限し遊漁料を徴収しようとするときは、遊漁規則を作成し都道府県知事の認可を受ける必要があります、本県の 5 河川 1 湖沼においても遊漁規則が設定されています(別紙 4)。

神奈川県内水面の漁業権全図



漁業法第67条第1項の規定により内水面漁場計画を次のとおり定める。

令和5年5月17日

神奈川県知事 黒岩 祐治

1 漁業の種類

第5種共同漁業

2 免許予定日、申請期間及び存続期間

- (1) 免許予定日 令和5年9月1日
 (2) 申請期間 令和5年6月8日から同年7月7日まで
 (3) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

3 漁業権ごとの漁業の名称、漁業時期、漁場の位置、漁場の区域、条件及び関係地区

- (1) 漁業権の公示番号 内共第1号

ア 漁業の名称及び漁業時期

あ ゆ 漁 業	3月1日から12月31日まで
や ま め 漁 業	1月1日から12月31日まで
に じ ま す 漁 業	同
い わ な 漁 業	同
う ぐ い 漁 業	同
お い か わ 漁 業	同
ふ な 漁 業	同
こ い 漁 業	同
う な ぎ 漁 業	同
て な が え び 漁 業	同

★漁業権者

相模川漁業協同組合連合会
 ・津久井漁協(216人)
 ・相模川第一漁協(373人)
 ・中津川漁協(490人)
 ・厚木観光漁協(316人)
 ・相模川第二漁協(318人)
 ※()はR5時点の組合員数

- イ 漁場の位置 相模原市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、
 伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、高座郡寒川町並び
 に愛甲郡愛川町及び清川村地先

ウ 漁場の区域

点の位置

- 基点A 平塚市千石河岸839番1地先に設置した標識
 基点B 平塚市須賀2,503番1に設置した標柱
 基点C 相模原市緑区と山梨県南都留郡道志村との境界と道志川

左岸との交点

基点D Cから134度の直線と対岸との交点

基点E 愛甲郡愛川町半原字馬場4,941番2に設置した標柱

基点F 愛甲郡愛川町半原字向原5,459番2に設置した標柱

基点G 愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢1,696番2地先の旧東京電力株式会社取水せき天端右岸上流端

基点H 愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢1,696番2地先の旧東京電力株式会社取水せき天端左岸上流端

基点I 愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢1,688番6地先の金沢えん堤天端右岸上流端

基点J 愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢1,688番6地先の金沢えん堤天端左岸上流端

基点K 相模原市緑区鳥屋字奥野3,627番160地先の旧東京電力株式会社取水せき天端右岸上流端

基点L 相模原市緑区鳥屋字奥野3,627番160地先の旧東京電力株式会社取水せき天端左岸上流端

基点M 相模原市緑区鳥屋字奥野3,627番166地先の八丁えん堤天端右岸上流端

基点N 相模原市緑区鳥屋字奥野3,627番166地先の八丁えん堤天端左岸上流端

基点O 相模原市緑区小倉字宮原388番地先に設置した標柱

基点P 相模原市緑区川尻字久保沢1,108番のハ地先に設置した標柱

基点Q 相模原市緑区地先道志ダム天端右岸上流端

基点R 相模原市緑区地先道志ダム天端左岸上流端

基点S 山梨県と神奈川県との境界と相模川右岸との交点

基点T Sから310度の線と対岸との交点

a GからHを見通した線を0度とし、Gを中心として右回りに270度の線上でGから30メートルの所

b HからGを見通した線を0度とし、Hを中心として右回りに90度の線上でHから30メートルの所

c IからJを見通した線を0度とし、Iを中心として右回りに270度の線上でIから30メートルの所

d JからIを見通した線を0度とし、Jを中心として右回りに90度の線上でJから30メートルの所

e KからLを見通した線を0度とし、Kを中心として右回りに270度の線上でKから30メートルの所

- f LからKを見通した線を0度とし、Lを中心として右回りに90度の線上でLから30メートルの所
- g MからNを見通した線を0度とし、Mを中心として右回りに270度の線上でMから30メートルの所
- h NからMを見通した線を0度とし、Nを中心として右回りに90度の線上でNから30メートルの所

区域 上記のA B及びC Dの2直線間の相模川本流及び支流の区域。
 ただし、C D及びQ Rの2直線間の道志川支流の区域、O P、Q R及びS Tの3直線間の相模川本流及び支流の区域、串川の区域、厚木市小野字榎田2,253番2地先に設置した農業用水取水せき下流端より上流の細田川の区域並びにE F、a b、c d、e f及びg hの5直線間の中津川、早戸川、水沢川及び宮ヶ瀬金沢の本流及び支流の区域を除く。

エ 条件 なし

オ 関係地区 相模原市、平塚市、茅ヶ崎市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、高座郡寒川町並びに愛甲郡愛川町及び清川村

(2) 漁業権の公示番号 内共第2号

ア 漁業の名称及び漁業時期

やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
にじます漁業	同
いわな漁業	同

★漁業権者

相模川漁業協同組合連合会

イ 漁場の位置 相模原市緑区地先

ウ 漁場の区域 道志川合流点から上流の神の川本流の区域

エ 条件 なし

オ 関係地区 相模原市緑区青根、青野原、青山、太井、鳥屋、長竹、中野、根小屋、又野、三井及び三ヶ木

(3) 漁業権の公示番号 内共第3号

ア 漁業の名称及び漁業時期

★漁業権者

酒匂川漁業協同組合(902人)

あ ゆ 漁 業	3月1日から12月31日まで
や ま め 漁 業	1月1日から12月31日まで
に じ ま す 漁 業	同
い わ な 漁 業	同
う ぐ い 漁 業	同
お い か わ 漁 業	同
ふ な 漁 業	同
こ い 漁 業	同
う な ぎ 漁 業	同

イ 漁場の位置 小田原市、秦野市、南足柄市並びに足柄上郡大井町、松田町、山北町及び開成町地先

ウ 漁場の区域
点の位置

- 基点A 小田原市東町四丁目496番口に設置した標柱
基点B 小田原市西酒匂一丁目1,653番12に設置した標柱
基点C 足柄上郡山北町川西字平山地先神縄えん堤右岸に設置した標柱
基点D 足柄上郡山北町神尾田字入地先神縄えん堤天端左岸下流端
基点E 足柄上郡山北町世附字栗ノ木日影889番2に設置した標柱
基点F 足柄上郡山北町世附字上ノ山970番1に設置した標柱
基点G 足柄上郡山北町中川字源蔵220番3に設置した標柱
基点H 足柄上郡山北町中川字小塚898番26に設置した標柱
基点I 足柄上郡山北町玄倉字大ノ山588番6に設置した標柱
基点J 足柄上郡山北町玄倉字立間570番18に設置した標柱

区域 上記のA Bの直線から上流の酒匂川本流及び支流の区域。ただし、C D、E F、G H及びI Jの4直線間の河内川、世附川及び玄倉川の本流及び支流の区域を除く。

エ 条件 なし

オ 関係地区 小田原市、秦野市、南足柄市並びに足柄上郡大井町、松田町、山北町及び開成町

(4) 漁業権の公示番号 内共第4号

ア 漁業の名称及び漁業時期

あ ゆ 漁 業	3月1日から12月31日まで
や ま め 漁 業	1月1日から12月31日まで
に じ ま す 漁 業	同
う ぐ い 漁 業	同
お い か わ 漁 業	同
こ い 漁 業	同

★漁業権者
早川河川漁協(191人)

イ 漁場の位置 小田原市及び足柄下郡箱根町地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 小田原市地先早川橋右岸側橋脚下流端

基点B 小田原市地先早川橋左岸側橋脚下流端

区域 上記のA Bの見通し線から上流の早川本流及び支流の区域

エ 条件 なし

オ 関係地区 小田原市及び足柄下郡箱根町

(5) 漁業権の公示番号 内共第5号

ア 漁業の名称及び漁業時期

や ま め 漁 業	1月1日から12月31日まで
い わ な 漁 業	同
ひ め ま す 漁 業	同
に じ ま す 漁 業	同
ブ ラ ウ ン ト ラ ウ ト 漁 業	同
わ か さ ぎ 漁 業	同
う ぐ い 漁 業	同
お い か わ 漁 業	同
ふ な 漁 業	同
こ い 漁 業	同
オ オ ク チ バ ス 漁 業	同

★漁業権者
芦之湖漁協(134人)

イ 漁場の位置 足柄下郡箱根町地先

ウ 漁場の区域 芦ノ湖の区域

エ 条件 オオクチバスは当該漁場の区域から生体のまま持ち出さないことを漁業権行使規則及び遊漁規則で定めること。

オ 関係地区 足柄下郡箱根町

(6) 漁業権の公示番号 内共第6号

ア 漁業の名称及び漁業時期

あ ゆ 漁 業	3月1日から12月31日まで
や ま め 漁 業	1月1日から12月31日まで

★漁業権者 -----
湯河原観光漁協(104人)

イ 漁場の位置 足柄下郡湯河原町及び静岡県熱海市泉地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 静岡県熱海市泉地先千歳橋橋台右岸下流端

基点B 足柄下郡湯河原町地先千歳橋橋台左岸下流端

区域 上記のA Bの直線から上流の千歳川本流及び支流の区域。

エ 条件 なし

オ 関係地区 足柄下郡湯河原町及び静岡県熱海市泉

第十二 公示番号 内共第十二号

一 漁業の位置及び区域

- (一) 漁場の位置 大田区、世田谷区、調布市及び狛江市の各地先
神奈川県川崎市地先
- (二) 漁場の区域 次の基点第九号と基点第十号とを結ぶ線から基点第三十四号と基点第三十五号とを結ぶ線までの多摩川の本流の区域
- 基点第九号 調布市多摩川三丁目多摩川原橋下り線橋脚上流端の多摩川左岸側
- 基点第十号 稲城市矢野口多摩川原橋下り線橋脚上流端の多摩川右岸側
- 基点第三十四号 大田区下丸子二丁目ガス橋橋台左岸下流端
- 基点第三十五号 神奈川県川崎市中原区上平間ガス橋橋台右岸下流端

二 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	こい漁業	同上
	ふな漁業	同上
	うぐい漁業	同上
	おいかわ漁業	同上
	うなぎ漁業	同上

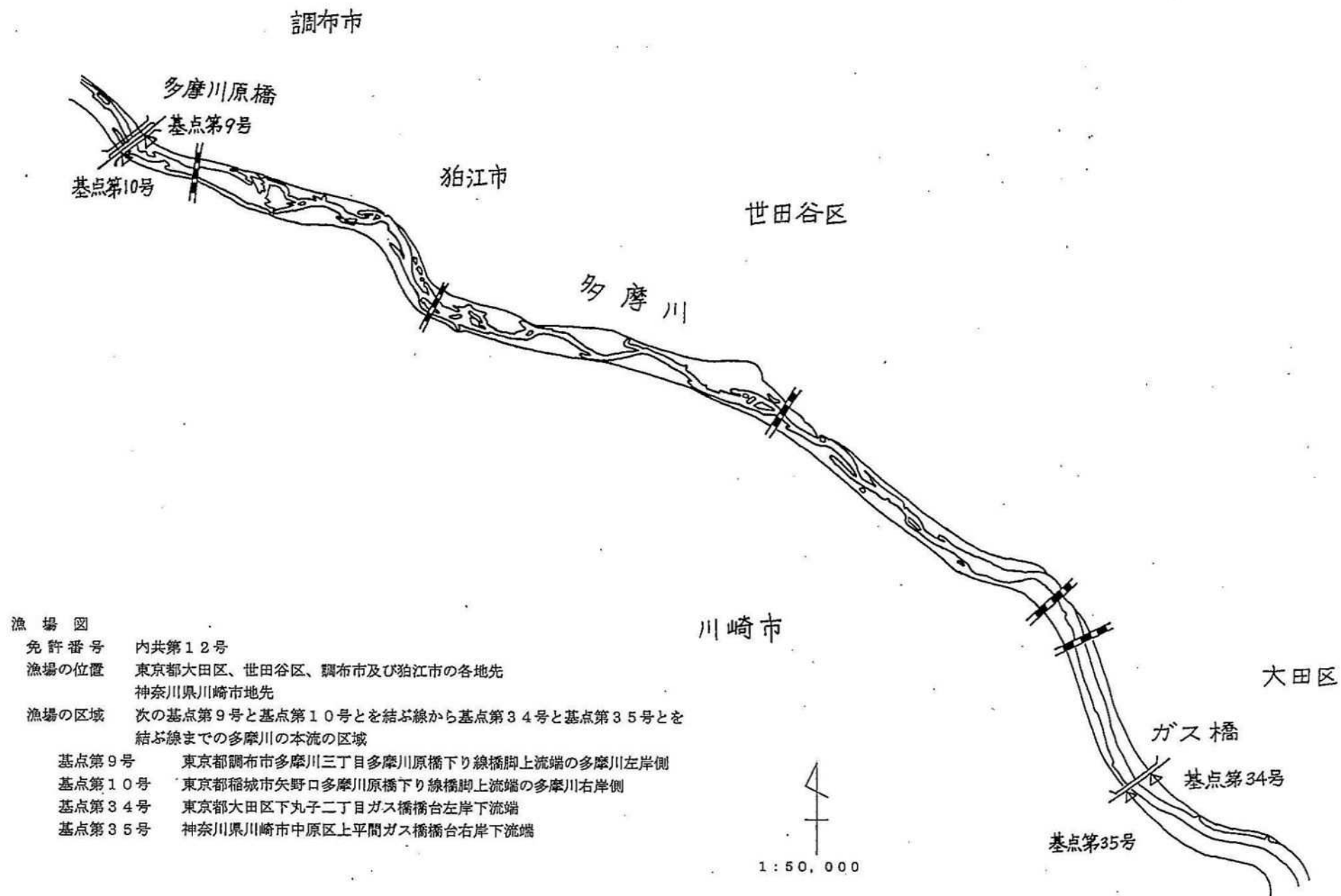
三 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区 大田区、世田谷区、調布市及び狛江市
神奈川県川崎市

五 条件 なし

六 免許予定日 令和五年九月一日

七 申請期間 令和五年六月一日から同年六月三十日まで



第十三 公示番号 内共第十三号

一 漁業の位置及び区域

(一) 漁場の位置 大田区地先

神奈川県川崎市地先

(二) 漁場の区域 次の基点第三十四号と基点第三十五号とを結ぶ線から基点第三十六

号と基点第三十七号とを結ぶ線までの多摩川の本流の区域

基点第三十四号 大田区下丸子二丁目ガス橋橋台左岸下流端

基点第三十五号 神奈川県川崎市中原区上平間ガス橋橋台右岸下流端

基点第三十六号 東海道本線六郷鉄橋橋台左岸下流端

基点第三十七号 東海道本線六郷鉄橋橋台右岸下流端

二 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	えむし漁業 しじみ漁業	一月一日から十二月三十一日まで 同上

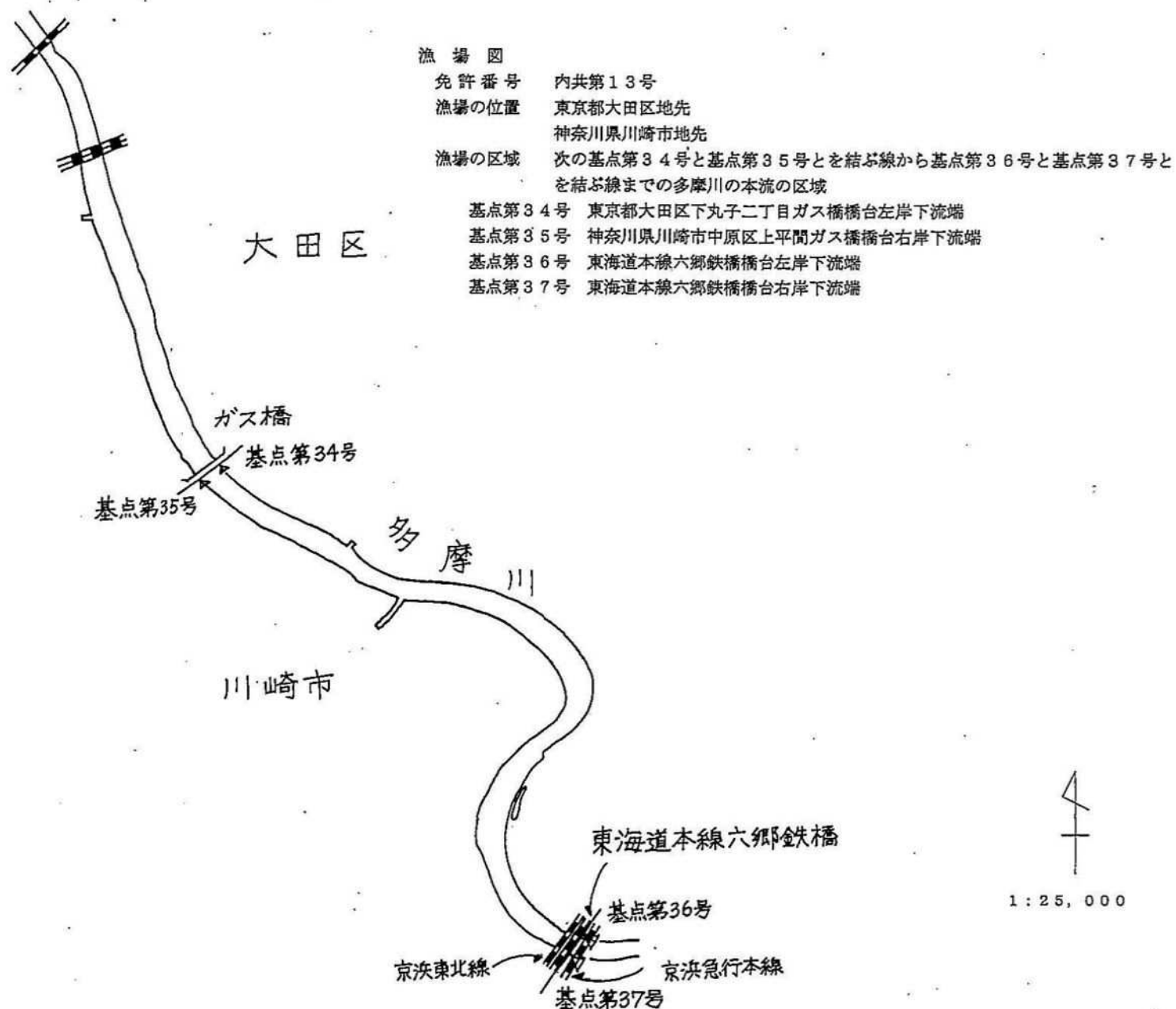
三 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区 大田区
神奈川県川崎市

五 条件 なし

六 免許予定日 令和五年九月一日

七 申請期間 令和五年六月一日から同年六月三十日まで



第十四 公示番号 内共第十四号

一 漁業の位置及び区域

(一) 漁場の位置 大田区地先

神奈川県川崎市地先

(二) 漁場の区域 次の基点第三十六号と基点第三十七号とを結ぶ線から基点第三十八号と点イとを結ぶ線までの多摩川の本流の区域

基点第三十六号 東海道本線六郷鉄橋橋台左岸下流端

基点第三十七号 東海道本線六郷鉄橋橋台右岸下流端

基点第三十八号 神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目二十七番一号
(多摩川水路東端)

点イ 基点第三十八号から七十八度五十一分の線と多摩川左岸との交点

二 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	えむし漁業 しじみ漁業	一月一日から十二月三十一日まで 同上

三 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区 中央区、港区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区
北区、荒川区、足立区、葛飾区及び江戸川区
神奈川県川崎市

五 条件 なし

六 免許予定日 令和五年九月一日

七 申請期間 令和五年六月一日から同年六月三十日まで

漁場図

- | | |
|--------|--|
| 免許番号 | 内共第14号 |
| 漁場の位置 | 東京都大田区地先
神奈川県川崎市地先 |
| 漁場の区域 | 次の基点第36号と基点第37号とを結ぶ線から基点第38号と点イとを結ぶ線までの多摩川の本流の区域 |
| 基点第36号 | 東海道本線六郷鉄橋橋台左岸下流端 |
| 基点第37号 | 東海道本線六郷鉄橋橋台右岸下流端 |
| 基点第38号 | 神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目27番1号（多摩川水路東端） |
| 点イ | 基点第38号から78度51分（真方位による。）の線と多摩川左岸との交点 |



1:50,000

漁 場 計 画

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、共同漁業の免許の内容となるべき事項等を次のように定める。

- 一 漁業権の公示番号、免許の内容となるべき事項及び関係地区
別表のとおり
- 二 免許予定日
令和六年一月一日
- 三 免許申請期間
令和五年九月十九日から同年十月三十日まで
- 四 存続期間
令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで
- 五 制限又は条件
なし

五号	同漁業	業、うなぎ漁業、うぐい漁業、おいかわ漁業、ひめます漁業及びおおくちばす漁業	月三十一日まで	西湖地先		西湖、西湖西及び西湖南
内共第十六号	第五種共同漁業	わかさぎ漁業、ふな漁業、こい漁業、うなぎ漁業及びおいかわ漁業	一月一日から十二月三十一日まで	南都留郡富士河口湖町精進地先	精進湖	南都留郡富士河口湖町精進
内共第十七号	第五種共同漁業	こい漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業、ひめます漁業及びこじます漁業	一月一日から十二月三十一日まで	南都留郡富士河口湖町本栖並びに南巨摩郡身延町中之倉及び釜額の各地先	本栖湖	南都留郡富士河口湖町本栖並びに南巨摩郡身延町中之倉及び釜額
内共第十八号	第五種共同漁業	あゆ漁業、やまめ漁業、にじます漁業、いわな漁業、うなぎ漁業及びうぐい漁業	一月一日から十二月三十一日まで	南都留郡道志村及び神奈川県相模原市緑区の各地先	基点一号（山梨県と神奈川県との境界と道志川左岸との交点（最下流の地点））と基点二号（基点一号から百三十四度の直線と対岸との交点）とを結ぶ直線と基点三号（山梨県と神奈川県との境界と道志川右岸との交点（最上流の地点））と基点四号（基点三号から二百九十度の直線と対岸との交点）とを結ぶ直線との間の道志川の本流	南都留郡道志村及び神奈川県相模原市緑区

申請のあった漁業権者の計画増殖量

別紙 3

増殖対象種 (漁業名)	増殖方法	計画増殖量																	
		内共第 1 号			内共第 2 号			内共第 3 号			内共第 4 号			内共第 5 号			内共第 6 号		
		R 5	H25	-	R 5	H25	-	R 5	H25	-	R 5	H25	-	R 5	H25	-	R 5	H25	-
ひめます	種苗放流			尾			尾			尾			尾	30,000	50,000	尾			尾
				kg			kg			kg			kg	150	250	kg			kg
やまめ	種苗放流	50,000	50,000	尾	6,000	6,000	尾	5,000	5,500	尾	3,750	2,500	尾	50,000	50,000	尾	1,000	800	尾
		2,575	2,750	kg	115	115	kg	300	400	kg	300	240	kg	500	500	kg	100	100	kg
	産卵床造成（一部切替）			箇所			箇所			箇所			箇所			箇所			箇所
				m ²			m ²			m ²			m ²			m ²			m ²
	(換算放流数)			尾			尾			尾			尾			尾			尾
				kg			kg			kg			kg			kg			kg
にじます	種苗放流	8,000	8,000	尾	1,500	1,500	尾	1,000	600	尾	6,300	6,300	尾	60,000	100,000	尾		700	尾
		800	800	kg	150	150	kg	150	60	kg	1,200	900	kg	6,000	10,000	kg		150	kg
ブラウントラウト	種苗放流			尾			尾			尾			尾	20,000	40,000	尾			尾
				kg			kg			kg			kg	400	800	kg			kg
いわな	種苗放流	600	600	尾	500	500	尾	300	300	尾			尾	10,000	10,000	尾			尾
		60	60	kg	50	50	kg	30	30	kg			kg	100	100	kg			kg
	産卵床造成（一部切替）			箇所			箇所			箇所			箇所			箇所			箇所
				m ²			m ²			m ²			m ²			m ²			m ²
	(換算放流数)			尾			尾			尾			尾			尾			尾
				kg			kg			kg			kg			kg			kg
あゆ	種苗放流	1,300,000	1,294,700	尾			尾	180,000	200,000	尾	320,000	232,000	尾			尾	20,000	60,000	尾
		11,000	11,000	kg			kg	4,000	4,500	kg	800	930	kg			kg	200	400	kg
	産卵床造成（一部切替）	2	2	箇所			箇所	1	1	箇所			箇所			箇所			箇所
		19,000	4,800	m ²			m ²	3,600	3,600	m ²			m ²			m ²			m ²
	(換算放流数)	2,960,000	748,000	尾			尾	561,600	561,600	尾			尾			尾			尾
		8,906	2,250	kg			kg	2,808	2,808	kg			kg			kg			kg
うぐい	産卵床造成	12	12	箇所			箇所	4	4	箇所	10	10	箇所	2	2	箇所			箇所
		384	384	m ²			m ²	800	800	m ²	500	500	m ²	180	180	m ²			m ²
	(換算放流数)	3,456,000	3,456,000	尾			尾	7,200,000	7,200,000	尾	4,500,000	4,500,000	尾	1,620,000	1,620,000	尾			尾
		3,156	3,156	kg			kg	7,200	7,200	kg	4,500	4,500	kg	1,620	1,620	kg			kg
おいかわ	産卵床造成	6	6	箇所			箇所	4	4	箇所	3	3	箇所	2	2	箇所			箇所
		192	192	m ²			m ²	800	800	m ²	60	60	m ²	180	180	m ²			m ²
	(換算放流数)	74,880	74,880	尾			尾	312,000	312,000	尾	23,400	23,400	尾	70,200	70,200	尾			尾
		5	5	kg			kg	312	312	kg	2	2	kg	7	7	kg			kg
ふな	種苗放流	75,000	44,000	尾			尾	320	450	尾			尾	2,178	2,095	尾			尾
		11,000	11,000	kg			kg	100	150	kg			kg	635	635	kg			kg
	又は																		
	産卵床造成			箇所			箇所			箇所			箇所	2	2	箇所			箇所
				m ²			m ²			m ²			m ²	3.24	3.24	m ²			m ²
	(換算放流数)			尾			尾			尾			尾	1,238	1,238	尾			尾
				kg			kg			kg			kg	6.19	6.19	kg			kg
こい	種苗放流			尾			尾			尾			尾			尾			尾
				kg			kg			kg			kg			kg			kg
	又は																		
	産卵床造成	18	18	箇所			箇所	1	1	箇所	2	2	箇所	2	2	箇所			箇所
		108	108	m ²			m ²	240	240	m ²	60	60	m ²	140	140	m ²			m ²
	(換算放流数)			尾			尾	8,640	8,640	尾	2,160	2,160	尾	5,040	5,040	尾			尾
				kg			kg	864	864	kg	216	216	kg	50.4	50.4	kg			kg
うなぎ	種苗放流	3,000	12,500	尾			尾	7,000	1,000	尾			尾			尾			尾
		60	250	kg			kg	7	10	kg			kg			kg			kg
わかさぎ	卵眼卵放流			億粒			億粒			億粒			億粒	3	5	億粒			億粒
オオクチバス	種苗放流			尾			尾			尾			尾	2,436		尾			尾
				kg			kg			kg			kg	1,705		kg			kg
	又は																		
	産卵床造成			箇所			箇所			箇所			箇所	20	20	箇所			箇所
				m ²			m ²			m ²			m ²	7.2	7.2	m ²			m ²
てながえび	種苗放流	10,000	60,000	尾			尾			尾			尾			尾			尾
		20	20	kg			kg			kg			kg			kg			kg